おける競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、公正取引委員会から平成29年２月16日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年７月26日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年７月12日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤンマーグリーンシステム株式会社　代表取締役　森山　弘寿　大阪府大阪市北区鶴野町１－９　国土交通大臣許可（特－24・27・28）第22547号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成29年７月27日から平成29年８月25日までの30日間

4　処分の原因となった事実　ヤンマーグリーンシステム㈱は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年８月８日から平成27年10月５日までの間、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、公正取引委員会から平成29年２月16日に同法第７条の２第18項の規定に基づく通知を受けている。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７４号

鳥取県鳥取市布勢49番１
債務者　有限会社キシマ製作所
代表者代表取締役　木島　康夫
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午前10時
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号

大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目19番18号
債務者　有限会社北野橋梁技研
代表者代表取締役　北野　良一
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１８１号

札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２－704号
債務者　有限会社ビームアンドアシスト
代表者取締役　南部　良平
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７３９号

大阪市西区江戸堀１丁目10番２号
債務者　株式会社リアル
代表者代表取締役　藤田佳津郎
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４８号

大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
債務者　株式会社花エンタープライズ
代表者代表取締役　原田　誠司
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５０号

大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
債務者　株式会社Ｈａｎａ　Ｈａｎａ
代表者代表取締役　原田　久子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２０号

横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目31番７号アーデン鶴ヶ峰103
債務者　有限会社三昂社
代表者取締役　橋本　利明
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６９号

横浜市金沢区幸浦２丁目12番８号
債務者　二村紙器有限会社
代表者取締役　二村　利男
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１２号

大阪市東住吉区矢田２丁目３番15号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区万代東１丁目３番４号
債務者　日産機械販売株式会社
代表者代表取締役　松井　　文
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５号

仙台市宮城野区萩野町３丁目８番19号京急仙台プラザ１階
債務者　株式会社東北ビジネスプランニング
代表者代表取締役　山下　信男
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月13日午前11時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号

宮城県遠田郡美里町字桜木町70番地の１
債務者　株式会社ベルボトム
代表者代表取締役　石川　国弘
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午前10時20分
仙台地方裁判所古川支部破産係